

実施方針に関する意見書・回答書

NO	頁	意見項目				意見内容	回答
1	5	1	1.1	5)		設備は水道施設設計指針等の公的な指針に則ることを前提に、仕様の縛りは極力少なくするように要望します。	市としてもDBO方式の特性を十分発揮できるよう、性能発注に重視したいと考えております。
2	5	1	1.1	5)		応急給水について記載がありません。災害時に、樋の口浄水場で求められる応急給水の規模について要求水準書において示していただけますよう要望します。	募集公告等において示します。
3	5	1	1.1	5)	表3	既設樋の口浄水場の遠方監視設備について改造工事が発生する場合、当該工事は本事業の範囲外としていただくようお願い致します。	ご意見として承り、募集公告等において示します。
4	5	1	1.1	5)	表3	主な更新設備（予定）に記載されている「電気計装設備」につきまして、全面更新と解釈しておりますが、公正な競争の観点から現システムの移設・流用を行わないなどのご配慮を頂けないでしょうか。	ご意見として承り、募集公告等において示します。
5	6	1	1.1	5)	表4	常盤坂増圧ポンプ場の遠方監視設備は、既設場外監視設備とは別システムとしていただくようお願い致します。 既設場外監視設備の機能増設とする場合、当該機能増設は本事業とは別事業としていただくようお願い致します。	ご意見として承り、募集公告等において示します。
6	9	1	1.1	10)		運転管理業務を行うSPCの設立は、コスト増（法人税、株主への配当、独自の経理システムの構築など）になることが想定されることと、本事業において民間資金調達を要さないこと及び貴市からの設立のための出資も無いことから、事業スキームとして必須にしなくても良いと考えます。運転管理のためのSPC設立については、応募するものが選択できるような建付けにはできないでしょうか。	運転管理は長期間となりSPC設立が有利であると判断していることから、原案のとおりとします。
7	10~11	1	1.1	12)	表8	消耗品、薬品、光熱費燃料等のユーティリティについて、事業開始当初は本施設の稼働実績が無いため、事業者として費用の積算が困難であると考えます。対象施設が稼働後、3年程度の実績データが蓄積されたのちに、委託範囲に加えていただくことをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
8	11	1	1.1	13)	(2)	運転管理業務に係る対価について、「変動費は各会計年度の業務実績に応じて変動させた額を支払う」とありますが、これは実費精算と解釈します。薬品調達費及び光熱費燃料等の事業者の企業努力によるコスト削減を事業者に還元する仕組みがあれば官民双方にコスト削減の果実が生じるものと考えます。できましたら「前年度実績額を当年度の支払額とする」等に改めて頂けないでしょうか。	ご意見として承り、募集公告等において示します。
9	13	2	2.2	1)	(2)	過度な価格競争によりサービスの質が低下することを避けるため、下限価格、或いは評価基準価格を設定して、当該基準額以下の応札者の価格点は満点となるような評価基準の設定をお願い致します。	ご意見として承り、募集公告等において示します。
10	13	2	2.2	1)	(2)	提案内容の審査について、「提案価格等から総合的に評価する。」とありますが、施設の重要性と品質確保の観点から、提案価格については適正な「最低制限価格」の設定、若しくは、最低制限価格に準じた「基準価格」の設定をお願いいたします。	ご意見として承り、募集公告等において示します。

実施方針に関する意見書・回答書

NO	頁	意見項目				意見内容	回答	
11	16	2	2.3	2)	(2)	①エ 建設企業について、凝集沈殿、急速ろ過方式の十分な工事実績を求めているため、設計企業については、凝集沈殿、急速ろ過方式について、いずれかの実績でも十分であるように感じます。コンソーシアム組成の制約を減らす（貴市が意見書や質問書の内容を踏まえ妥当と考える範囲）ことで、貴市への提案の多様性を持たせることも可能であると考えます。	本事業の特性を十分発揮するためには、設計企業の実績も重要と考えております。よって、原案のとおりとします。	
12	16	2	2.3	2)	(2)	①エ 建設企業が参加要件を満たせば、建設JVも同様に参加要件を満たしていると考えられないでしょうか。	建設JVを構成する各担当企業がそれぞれの要件を満たすことを求めます。	
13	17	2	2.3	2)	(2)	②エ 近年の浄水場建設工事の発注においては、新設及び更新工事とも分離・分割して発注する形態が多く、各建設企業とも工事実績が細分化しています。このことから、工事実績に求める「平成16年4月1日以降」の条件を10年程度遡り、「平成6年4月1日以降」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
14	17	2	2.3	2)	(2)	②エ 近年、多くの自治体が各工種共に分離分割された発注形態が多く、各企業共に施工実績が細分化されている為、求められる要件が非常に少なくなってきております。今回求められる要件において「平成16年4月1日以降」の年月日を10年程度遡り「平成6年4月1日以降」に変更することをご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。	
15	18	1	3.1		表10		効果的な提案を行うためには、相当な検討期間を要します。そのため、7月に予定している募集公告及び募集要項等の公表前（4月～5月くらい）に、貴市が保有している既設施設の情報や本事業に関する施設の情報、水源水質や水質に関する運転管理データ等をご開示願います。	検討いたしますが、現在のところ資料閲覧の際に公表する予定です。
16	18	3	3.1				実施方針に関する質問の受付について、弘前市様の真意を確認し、相互の理解を共有するために、質問回答に対する再質問の機会を複数回設けていただけないでしょうか。	現時点では再質問の機会は考えておりません。
17	18	3	3.1		表10		本事業はDBO方式を採用していることから、効率的かつ効果的に住民生活や地域経済活動等に必要な社会資本の整備と、質の高い公共サービスを提供するため、民間事業者のノウハウの導入による効果的・効率的な公共施設運営を期待しているものと推察します。民間事業者のノウハウの導入には、既上水道システムの理解が不可欠であり、民間事業者の検討期間は長いほど効果的・効率的な提案が成されます。募集公告及び募集要項等の公表の前（例えば5月初旬）に既設浄水場および本事業に関連する施設の情報を開示して頂けないでしょうか。	検討いたしますが、現在のところ資料閲覧の際に公表する予定です。
18	18	3	3.1		表10		平成31年8月に資料閲覧とあります。p13に記載されているように「弘前市水道事業に資する積極的な提案」を行うためには、より早く資料を閲覧させていただき、既存施設を十分に検討することが必要と考えております。記載されているより早く資料閲覧させていただくことを要望します。	検討いたしますが、現在のところ実施方針3.1、表10に記載している資料閲覧の際に公表する予定です。
19	18	3	3.1		表10		p13に記載されている「弘前市水道事業に資する積極的な提案」を行うために、既設浄水場原水および発生汚泥（天日乾燥床より前）をサンプリングさせていただき、薬品注入条件や汚泥処理条件を検討させていただき機会を設けることを要望します。	サンプリングは可能としますので、採取の希望日時や採取の内容等を「実施方針、6.4 発注者」のメールアドレス宛に問い合わせ願います。

実施方針に関する意見書・回答書

NO	頁	意見項目				意見内容	回答
20	18	3	3.1	表10		平成31年8月に現地見学会が設定されております。p13に記載されているように「弘前市水道事業に資する積極的な提案」を行うためには、より早く現地を確認させていただき、既存施設を十分に検討することが必要と考えております。記載されているより早く現地見学会を設定することを要望します。	現時点では原案どおり開催する予定です。
21	18	3	3.1	表10		表10に「説明会及び現地見学会」の日程が平成31年8月に記載されておりますが、1日で確認できない場合もあるため、現地見学会以降は事前申請を行った上で随時見学可能となるようご検討頂けないでしょうか。	ご意見として承り、募集公告等において示します。
22	20	5	5.2	1)		債務不履行も様々な種類・内容があるため、ここで契約解除となる「債務不履行」は、軽微なものを除き、安定的な本施設の運転に重大な影響がある場合などに絞っていただくようお願い致します。	ご意見として承り、募集公告等において示します。
23	別紙2	1/4	共通	社会	住民対応	「本事業に対する、又は市の要求に起因する住民の反対運動等」は市の主負担、「調査・設計・建設及び運転管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」について、市が従負担、事業者が主負担となっておりますが、リスク分担の基本的な考え方に基づき、事業者が主負担となる後者のリスクを「事業者の提案に基づき実施される事業の内容に対する地域住民の要望、訴訟等に起因するもの」への表現の変更をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
24	別紙2	2/4	共通	見学者対応		見学者対応について、前頁リスク分担表（案）1/4の最下欄「業務」と同様、事業者の懈怠によるものは事業者負担と考えますので、●▲を併記への変更をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
25	別紙2	2/4	共通	不可抗力		風水害、地震などの不可抗力リスクに対して一定の割合までは事業者の負担となっておりますが、事業者側で管理できるリスクでないことから市のリスクへの変更をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
26	別紙2	2/4	共通	物価変動		社会情勢により、電力費（燃料調整費単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含む）は大きく変動し、近年では上昇傾向にあると考えます。一定の割合までのリスク分担は事業者となっておりますが、長期間に及ぶ事業のため「一定の割合」については過大な設定にならないようにご配慮頂けないでしょうか。	ご意見として承り、募集公告等において示します。

実施方針に関する意見書・回答書

NO	頁	意見項目				意見内容	回答
27	別紙2	4/4	運転管理	維持管理・運営費増大		<p>「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲」について、募集要項等で規定されるものと解釈しております。規定される範囲内のリスク分担について、一時的な原水の水量・水質の変動は事業者のリスク分担と考えます。一方、規定される範囲であったとしても恒常的な原水水質・水量の変動となると、薬品注入量の増加などの運営コストを見込む必要があります、事業費の増大に繋がる可能性があります。</p> <p>そのため、一時的な原水水質・水量の変動と恒常的な原水水質・水量の変動に関するリスクは分ける必要があると考えます。</p> <p>具体的には以下の内容をご検討頂きたい。</p> <p>1) 募集要項等で「合理的に予測できる原水の水量・水質の変動の範囲」と「平均値」を規定頂きたい。</p> <p>2) 実際の変動が「規定される原水の水量・水質の変動の範囲内」であっても、「一定期間の水質・水量の平均値」が「規定される平均値」から一定の割合を超える変動となる場合は「恒常的な変動」として頂きたい。</p> <p>3) 「恒常的な変動」の場合、市の負担として頂けないでしょうか。</p>	ご意見として承り、募集公告等において示します。
28	別紙2	4/4	運転管理	施設損傷	ハッキング、ウイルスによる通信システム障害の復旧、安全対策	<p>通信システムはネットワークで接続している場合が多く、障害発生時に原因となった機器の特定が困難となることが想定されます。リスク分担を明確化するため、障害復旧について、市負担は「市の責に帰すべき事由によるもの」、事業者負担は「事業者の責に帰すべき事由によるもの」とする表現に変更をご検討頂けないでしょうか。</p>	<p>「市が使用するOA機器等」、「事業者が使用するOA機器等」の理解について、それぞれ、「市の責に帰すべき事由によるもの」、「事業者の責に帰すべき事由によるもの」の表現についても含むものとご理解ください。</p> <p>募集公告等で表現を見直します。</p>
29	別紙2	4/4	運転管理	性能	要求水質、水量の未達成	<p>市負担として「管路施設に起因する水質異常」との記載がありますが、管路施設に起因するリスクとしては水量の変動も含まれると考えますので、「管路施設に起因する水量変動・水質異常」への表現の変更をご検討頂けないでしょうか。</p>	<p>「管路施設に起因する水質異常」は水量の変動も含まれるもの考えます。</p> <p>募集公告等で表現を見直します。</p>
30	別紙2	4/4	運転管理	性能	要求水質、水量の未達成	<p>「上記以外の事由によるもの」が事業者負担と記載されていますが、事業者の責に帰すべき理由で無い事由の場合、リスク分担の基本的な考え方の「事業者がリスクを最もよく管理することができる者」に該当しないと解釈しております。そのため、リスクの内容を「事業者の責に帰すべき事由による要求水質、水量の未達成」への表現の変更をご検討頂けないでしょうか。</p>	ご意見として承り、募集公告等において示します。
31	別紙2					<p>「過去の実績から合理的に予測できる原水の水量・水質の範囲」かどうかは、実際には判断が非常に難しいため、一定の範囲を具体的に示していただき、その範囲を超える場合は市のリスク負担としていただくようお願い致します。</p> <p>また、実際には増加コストをかけて要求水準を達成するようにすることからすると、「要求水準を満足できない場合」の条件を満たすかは不明な場合が多いため、この要件を外すことを検討していただくようお願い致します。</p>	ご意見として承り、募集公告等において示します。
32	別紙2					<p>既存施設の状態で、市からの公募時の資料から判明しえない欠陥等については、市のリスク負担と整理していただくようお願い致します。</p>	ご意見として承り、募集公告等において示します。

実施方針に関する意見書・回答書

NO	頁	意見項目				意見内容	回答
33	別紙2	性能				原水水質の「急変」に限らず、当初予想を超える一定以上の原水の水質の変化は、施設の性能に大きな影響を与えるため、市のリスク負担とするか、または協議することとしていただくようお願い致します。	ご意見として承り、募集公告等において示します。
34	別紙2	性能				管路施設に起因する場合以外でも、水質異常は、施設の性能に大きな影響を与えるため、市のリスク負担とするか、または協議することとしていただくようお願い致します。	ご意見として承り、募集公告等において示します。
35	別紙2	物価変動				運営・維持管理業務委託契約の締結（平成32年3月）と、運転管理期間の開始（平成38年4月）との間に5年の期間があることを考えると、この間の物価変動を事業者が負担するのは過大なリスクであるため、運転管理期間の開始時に物価変動による第一回目の対価見直しを行って、物価が適切に対価に反映される建付けにさせていただきますようお願い致します。	ご意見として承り、募集公告等において示します。 なお、運営・維持管理契約の締結について、平成32年3月は予定しておりません。
36	その他					平成31年8月に資料閲覧とあります。 より良い提案を行うため、以下の資料を開示いただくよう要望します。 新樋の口浄水場 基本設計業務報告書、図面 常盤坂増圧ポンプ場 基本設計報告書、図面 取水ポンプ設備 機器配管組立図（平面図、断面図） 取水ポンプ設備 取水ポンプ機器図、性能曲線 （旧）樋の口浄水場フローシート（浄水設備、薬品注入設備、送水ポンプ設備、排水処理設備） （旧）樋の口浄水場場内配管図 （旧）樋の口浄水場場内配線図 （旧）樋の口浄水場 送水ポンプ機器図、性能曲線 （旧）樋の口浄水場 運転管理日報、月報 取水ポンプ場～樋の口浄水場導水管埋設配管図 取水ポンプ場～樋の口浄水場導水管の配管系統図 樋の口浄水場～常盤坂配水池 埋設配管図 樋の口浄水場～常盤坂配水池・常盤坂増圧ポンプ場の配管系統図	多くの資料を閲覧できるよう努めますが、施設が古いため、提供できないデータも存在することをご理解願います。
37	その他	3	3.1	表10		平成31年8月：資料閲覧について 技術提案の検討に必要な下記資料を開示いただくよう希望します。 <ul style="list-style-type: none"> ・新樋の口浄水場 <ul style="list-style-type: none"> ：既往の基本設計・検討業務の成果品 ・常盤坂増圧ポンプ場 <ul style="list-style-type: none"> ：既往の基本設計・検討業務の成果品 ・取水ポンプ設備 <ul style="list-style-type: none"> ：既往の完成図書 ・沈砂池 <ul style="list-style-type: none"> ：既往の劣化調査・耐震診断等の成果品 ・現樋の口浄水場 <ul style="list-style-type: none"> ：フローシート・場内配管図・場内配線図 ・取水ポンプ場～現樋の口浄水場～常盤坂増圧ポンプ場 <ul style="list-style-type: none"> ：配管図（管路台帳） 	多くの資料を閲覧できるよう努めますが、施設が古いため、提供できないデータも存在することをご理解願います。